

平成 25 年第 1 回定例会 商工労働常任委員会

平成 25 年 3 月 6 日

渡辺(ひ)委員

私の方からは、中小企業の金融支援について質問をさせていただきます。

景気は少しずつ明るい兆しが見てとれるところがありますけれども、まだまだ中小企業においては非常に厳しく困っていらっしゃる様子を見ますと、そういう関連の施策が県としても幾つかあるかと思いますが、本当に困っておりますので、そういう関連の施策を進めていただきたいと考えております。

まずはじめに、1月末現在の制度融資の実績ということで御報告がありました。1,441 億円ということで、今年度も融資規模が新年度から 2,600 億円ということでありますので、このままいけば、ここまで届かないというのが現状ではないかと思っておりますけれども、来年度の制度融資は今年度と同じ 2,600 億円ということで、それもまた確保していくということですが、どのような考えに基づいて、そのような形でいくのか。

金融課長

御指摘のとおり、1月末現在の実績では 1,441 億円という状況でございます。震災関連を除きますと、昨年よりもやや増えている状況にはありますが、2,600 億円という融資規模と比較しますと、かなり開きが出ているというのは事実でございます。この 2,600 億円の融資規模について、少し御説明させていただきますが、このうち 2,000 億円については、当初予算で予算措置をさせていただいておりますのでございます。その上で、あと残り 600 億円というのは、経済変動等がありましたときに緊急的に対応できるよう、当初予算の予算計上はしておりませんが、600 億円の規模を留保しているという形になっております。平成 25 年度につきましても、この当初予算では同じく 2,000 億円の予算措置をさせていただき、緊急対応分として 600 億円を同様に留保して 2,600 億円を確保したところでございます。そのうち 2,600 億円の負担分、これに対する実際の融資の利用の見込みというところですが、現在1月末 1,400 億円程度でございますけれども、あと2月、3月の2箇月分がでございます。このところ 12 月の年末対策も含めて、景気対策特別融資の一般枠の期間延長、こういったものも対応させていただいているところですが、この利用実績がかなり伸びております。そのため年度末までには、昨年2月、3月に比べると、一般分としては伸びていくのではないかと見込んでおります。

また、今後、来年度につきましても、為替の円安傾向であるとか、景気拡大といったときに十分に期待できると思っておりますので、そういった部分も加味しますと、昨年同様の 2,000 億円を当初予算で対応することが適当と思っております。

渡辺(ひ)委員

これから、2月、3月についてもそういうことでありましたけれども、経営に

見合った来年度の予算について対応するというところで理解をしました。

次に、融資金額 2,600 億円に対して、来年度の中小企業制度融資事業費補助、これが資料の中にもありますが、7億9,926万円となっております。一般分も2,000億円計上ということについても、予算と融資規模との関係を御説明願えますでしょうか。

金融課長

まず、本県の制度融資につきましては、民間資金を活用した制度となっております。このため県が予算措置しますのは、金融機関に預託する2,000億円に対応する預託分として541億円余の金額を預託いたします。その541億円につきましては、金融機関から神奈川産業振興センターが借り入れた上で金融機関に同額を預託するというスキームになっております。そのため、金融機関から神奈川産業振興センターが借り入れる際の金利相当分、これが7億9,000余万円ということになっております。

渡辺(ひ)委員

今、この7億9,000余万円が金利相当分と言われましたが、確認の意味で想定金利は何%ということをやっているのか。

金融課長

金利は1.475%を想定しております。これは、短プラベースで見えております。

渡辺(ひ)委員

次に、金融円滑法の終了に絡んで、県として様々な施策で対応しています。資料にもありましたけれども、資料の14ページの景気対策の特別融資も当然ありますし、昨年から始まった経営力強化サポート融資もあります。再生支援融資と、今回の小規模緊急融資も制度を新しくして対応するというところで進められました。イメージとして金融円滑化法が終わった時に、今、様々なメニューがあるけれども、要は中小企業としては、どのように活用していくのか、どのような企業がどの制度を使っていくのか、この辺をもうちょっと具体的に意味の分かるような説明をお願いします。

金融課長

来年度の円滑化法の終了に向けて取り組む各融資につきましては、まず最初に長期のクイック融資というのがございますが、これについては今回、小規模資金全体をクイック化ということで、スピーディーに審査をするというものにさせていただいて、併せて金融機関所定金利分を長期資金にも対応できるようにしております。また、限度額につきましても、このクイック融資については2,000万円までだったんですが、これを2,500万円まで拡充しております。その上で、これについて小規模零細の方々が、そのつなぎ資金、こういったものにスピーディーに使えるような形で対応しようということでもあります。

次に、再生支援融資でございますけれども、これにつきましては、中小企業再生支援協議会が再生支援をするという場合に対応しているものでございます。この再生計画に基づいた再生支援、あるいは再生支援計画を作るまでの間のつなぎ

資金、こういったものに活用していただくというものでございます。

また、昨年から始めております経営力強化サポート融資、こちらにつきましては国が実施しております経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善を図っていく場合に、経営改善に係る費用、あるいはその間の事業計画資金といったものに活用していただくというものでございます。

また、12月から始めました景気対策特別融資の融資期間の延長でございますが、こちらにつきましては、期間を7年から10年に延ばしたということで、借換えを特に想定しております。これによって、月々の返済額の負担を軽減するというところでございます。

渡辺(ひ)委員

そういう意味では、いろいろなメニューが今回準備されたと思います。それでちょっとお聞きしたいのが、そうは言いながらも、そういう制度について、特に不安を抱えている中小企業の皆様方に、こんな制度ができたよということが情報として届くかどうか、これが非常に重要だと思うんです。私も先週、ある中小企業の社長とお話をして、既存の制度がこういう制度で、県が新たにこんなことをやろうとしているよと説明すると、そうですか、全然知りませんでしたというお返事で、新しい制度だったので知らなくて当然なんですけれども、もう既にある制度についても、なかなか知らない。よく聞いてみると、その社長は既存の金融機関とは当然お付き合いをされていて、その金融機関の担当窓口と言うか、その方々が情報を持っていらっしゃらないと言うか、情報を提供していないので、当然、その社長には情報が届かないという関係にあったんですよ。そういう意味からすると、やはり周知をしていくということが、非常に重要だと思うんです。いつも言われることですが、特に幾つかのメニューを更に円滑法が切れたタイミングの中でやっていくということで、非常に周知が重要だと思いますが、それについてどのような対応をしていますか。

金融課長

まず、今年度途中から対応させていただいております経営力強化サポート融資につきましては、既に国が認定しております認定支援機関全てに融資制度の概要を文書によりお送りしております。また、関係する経済団体、金融機関といったところにも当然周知をさせていただいております。また、県の広報紙、あるいは神奈川新聞でも周知をさせていただいております。

また、年末につきましても、景気対策特別融資の記者発表をさせていただいて、新聞にも載りました。こちらについては、かなり私どもにも問い合わせが来ておりまして、実際に利用も相当伸びているという状況がありますので、周知については相当できたのかなと思っております。

また、来年度から取り組みます小規模クイック、それから再生支援の融資、こちらにつきましても、中小企業の皆さんがこういったものを知る機会というのが、一番多いのがやはり金融機関や県の広報、あるいは経済団体の広報紙、こういったところというふうにアンケートの結果でも出ておりますので、そういったとこ

ろに十分な周知をさせていただくということがあります。特に、金融機関につきましても、先ほど御指摘があったように、金融機関の担当から中小企業の皆さんにお話がないということで、担当者の方もよく分かってないんじゃないかというお話がありました。これにつきましては、毎年金融機関を集めまして、制度について十分な説明をさせていただいております。この時に、ファンドの方々でなくて、直接こういった融資を担当する方々に十分に内容を周知して、その上で中小企業の皆さんに御活用いただくということを協力要請させていただいております。こうした取組でできる限り、周知を漏れなくやらせていただいております。

渡辺(ひ)委員

しっかりと今回も取り組んでいただきたいと思います。

この項目の質問の最後になりますけれども、こういう資金繰りの面も様々な制度で対応していただいておりますが、要はこの資金繰りの問題だけではなくて、そもそもの問題として、経営支援という問題が非常に重要だと私は思うんですが、それについては経営支援という部分で県の取組について、どのように取り組んでいくのか。

中小企業支援課長

中小企業に対する経営面の支援でございますが、これまでも商工会や商工会議所、あるいは神奈川産業振興センターなどによる各種相談対応や支援事業の実施を行ってきており、県はこうした団体の活動に対しての助成を行っております。また、特に事業再生につきましては、産業振興センターが神奈川県中小企業再生支援協議会を設置しており、専門家による再生支援に取り組んできております。さらに昨年、中小企業経営力強化支援法という法律が制定されまして、中小企業支援に関する専門的な知識を持った機関を、国が経営革新と支援機関として認定する制度が導入されました。これまで、255の機関が県内で認定を受けております。こうしたことで、支援に関わる担い手、プレーヤーが多様になってきたという状況がございます。そうした中で、これからの経営面の支援でございますが、まずは既存の支援機関による支援を着実に進めるよう、県も、そうした関係団体に対する助成を引き続き行っていくということが1点ございます。

また、その他多様な支援機関がございますので、そうした機関との情報の共有を図るということで、緊密に連携を図りながら円滑化法終了後の経営面の支援が円滑に行えるように取り組んでまいります。

渡辺(ひ)委員

全体的な支援体制の御説明は今でも十分理解するんですが、その上でもうちょっと具体的な支援に向けて聞きたいと思いますが、例えば神奈川県の中小企業再生支援について先ほど御答弁もありました。また経営革新をどうするか、これは商工会議所等が支援体制を行っていくということなんですが、例えば再生計画の策定だとか、若しくは事業計画の策定、この策定作業に対する具体的な例えば無料支援といった支援メニューはあるんですか。

中小企業支援課長

中小企業が事業再生に係る再生計画を策定する際の支援ですけれども、まず国の認定する認定支援機関が、そうした中小企業が再生計画を策定する取組に対して、認定支援機関が支援をいたします。その際の認定支援機関に対する補助制度、これは国の今回の補正予算の中で新しいメニューとして導入される予定でございます。まだ、詳細については情報を把握してございませんが、再生計画の策定経費の3分の2を上限として補助するというスキームが、国の補正予算の中で導入されております。そうした形で中小企業の再生計画策定に係る支援を行っていく予定でございます。

渡辺(ひ)委員

再生をしようとする企業というのは、非常に経営的に厳しいという中で、今の御答弁でまだ未確定の部分があるので答えにくいと思いますけれども、国が今後3分の2の策定支援をしていく、補助していくという話、残りの3分の1については今現在、県として補助していくのか、若しくはそういう様々な機関に補助を求めるのか、若しくは中小企業の経営者、企業に求めていくのか、どのようなお考えをお持ちなのか、答えられる範囲でお願いします。

中小企業支援課長

これまでもそうなんですけれども、再生計画の策定に係る経費につきましては、基本的には再生計画を作る中小企業者が負担をしております。本県の場合ですと、再生支援協議会が2分の1まで負担をして、残り2分の1が中小企業者ということですので、それを2分の1の部分为国が補正予算の中で3分の2に高めるといことで、基本的には残りの3分の1につきましては、引き続き中小企業者の御負担でというように考えてございます。

渡辺(ひ)委員

最後、要望になりますけれども、例えば東京都は再生計画の策定等の中小企業支援として、無料専門家派遣を今までも実はやっており、新年度からは限度はありますけれども、年間で600件については行う。都は面倒を見て中小企業の経営再生に取り組むというようなことを、今進めていると実は聞いております。そういう意味では、やはりそれくらいの水準まで、今現在すぐにはできないと思いますけれども、取り組んでいく必要があるのかなと思います。特に、経営改善計画を作らなきゃいけないような企業では非常に厳しい、かと言ってそういうことが自らできるかと言えば、なかなかできない。やはり、専門家の知恵を借りないとなかなか前に進んでいかない。そういう状況にあるんですから、それではその辺についても前向きに御検討願いたいということを要望させていただいて、この質問は終わりたいと思います。

次に資料にもありました総合的な施策パッケージという御説明があつて、各委員からロボット産業特区について様々な質問がありましたけれども、この中の資料に産業特区の創出という立地支援の中に、今回、拡充という説明が書いてあります。これに関連をして質問をしたいと思うんですけれども、まず、さがみロボット産業特区で県内に産業集積を図っていくためには、その受皿が非常に重要だ

と思いますし、特に工業適地の確保ということが大前提になるのかなと思います。そこで、本県に設定されている工業系の特定保留区域、その現状等について何点か伺っていきたくと思いますけれども、まずロボット特区のエリアにあります9市2町、このエリアも含めてで結構ですから、全体で工業系の特定保留区域は、今現在何箇所あって、どのくらいの面積を持っているのか。

産業立地課長

県内に設定されております工業系特定保留区域でございますが、全部で14箇所ございますので、合計の面積は559.3ヘクタールとなっております。このうち、9市2町のさがみロボット産業特区エリアでございますが、11箇所面積は460.1ヘクタールが、この工業系特定保留区域に設定されております。

渡辺(ひ)委員

今、全体では14箇所559.3ヘクタール、9市2町については460.1ヘクタールという御説明がありました。これはあくまで特定保留ということだと思っておりますけれども、この中で既に工場誘致等ができる整備が済んでいる面積は分かりますか。

産業立地課長

今、御答弁申し上げました14箇所の工業系特定保留区域におきましては、現時点においては整備が終了しているものはございません。

渡辺(ひ)委員

非常に、その辺もいろいろあると思うんですけれども、いろいろ制度をつくって規制緩和をしても、この辺の進展が前に進まない、絵に描いた餅と言うか、もともとロボット産業特区もそうだけれども、要は特区申請をする時が知事に言わせると、さがみ縦貫道路の開通はチャンスでもあり、ピンチなんだと。要は、今言ったような特区や規制緩和も含めて、例えば千葉県や埼玉県にそういうエリアがたくさんあれば、そちらに企業は逃げる可能性があるということです。そういう集積できるような工業適地が神奈川県として、あるかないかという話になってくるので、今の御答弁だけを聞くと、現実的にはある意味危機的な状況にあるというような御答弁にも聞こえてきます。

その意味でちょっと確認をします。

保留区域について伺いますが、県として今現在、工場跡地だとか、現在分譲中のすぐに入れる工業団地については今現在どれくらい面積を有しているのか、御説明願います。

産業立地課長

すぐにでも企業が進出できるような工業用地でございますが、まず分譲中の工業団地につきましては、10箇所面積は28.1ヘクタールでございます。それと、工場跡地の状況についてでございますが、その全部を把握するというのはなかなか難しいと認識してございます。しかし、そうした情報を極力収集することが大切ですので、私どもといたしましては、県内、特に不動産業者ですとか、市町村から情報を収集するように努めております。私どもが現在、収集していま

す工場跡地の箇所数ですが、71箇所、面積で37.8ヘクタールと把握しているところでございます。

渡辺(ひ)委員

今後、開発や整備を必要とする部分については、面積としてはかなりあると思いますけれども、すぐに工場を誘致できるような場所についても、跡地や分譲中与合わせても面積的には非常に狭い、当然これは分散をしていますから、一つに誘致するとしては非常に狭い、全体としての数がかかなり少ないという状況だと思わうんです。やはり企業誘致を図っていく上では、先ほど来言っていますけれども、様々なことが必要ですけれども、もともとのベースになる工業適地を踏み台としていくということを急がなければ、絵に描いた餅になってしまって、平成26年うんぬんという時に間に合わない。これは非常に危惧するところですし、喫緊の課題だと私も思いますけれども、その上でこういう特定保留の問題が前に進まない主な理由を、ちょっと御説明してもらえますか。

産業立地課長

特定保留区域において、開発手法としては土地区画整理ということが多いわけですが、このことのなかなか進まない理由でございまして、1点といたしましては、バブル崩壊以来、長期にわたって地価の低迷が続いているといったようなことがございます。

もう1点は、2008年秋のリーマンショックですとか、2011年の東日本大震災、また昨今の超円高ということで、経済環境が悪化している中で企業の国内事業への投資意欲が減退しているという2点がございまして、地権者が土地区画整理を行っても企業の立地が進まないというおそれ、そして保留地が売れ残ってしまうんじゃないかといったような不安を抱いて、地権者が合意を図っていく意見集約に時間がかかっているというように、地元の市町からは伺っております。

渡辺(ひ)委員

そういう課題はあったと思います。これは、ここで始まった課題ではなくて、もうエリアによっては何十年も前からずっと同じ課題を抱えて、そのままになっているということだと思わうんです。しかしながら、さがみ縦貫道路の開通に合わせて様々な特区が認定をされた、このタイミングを捉えて前に進まなければ、もう前に進むチャンスもないぐらいのタイミングだと思わうんです。その上で、確認をさせていただきますけれども、土地区画整理事業の実施に対して、様々な課題があるかと思わうんですけれども、県としては何か支援についてお持ちなのか御説明ください。

産業立地課長

土地区画整理事業に対します補助制度は、県土整備局が所管しております。この特定保留区域の大部分が組合施行の土地区画整理事業というものを予定しておりますので、その組合施行に対する補助制度について、お答え申し上げますが、県では都市計画事業として施行する組合の土地区画整理事業を促進するというを目的に、政令市以外の市町村の区域を対象にしまして、原則幅員が12メートル

ル以上の都市計画道路の整備に相当する費用、それを国の補助制度を活用して地元市町村と協調して助成しているということでございます。

渡辺(ひ)委員

現在は県土整備局が持っている国の補助制度で組合の補助を行っているということですが、そうは言いながらも、それで産業集積等について、きちっと取り組んでいく商工労働局として、この事業を前に進めるというような何かを行っているんですか。

産業立地課長

平成 26 年度のさがみ縦貫道路の全面開通を踏まえまして、企業としてもこの地域の交通利便性に着目して、工場ですとか研究所などの立地の適地を、この周辺に求めているのではないかと考えております。そこに商工労働局といたしましても、この機を逃さず地元市町や、また都市計画部局と連携して、積極的に特定保留区域を活用して、産業適地の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

その一環といたしまして、去る 12 月 18 日、19 日に工業系特定保留区域の現地案内会というものを商工労働局で開催いたしました。この現地案内会は、神奈川県への投資意欲を持つ企業ですとか、投資情報を様々持っている金融機関やデベロッパー等を対象にいたしまして、県内の工業系特定保留区域をバスで御案内をいたしまして、現場において各市町の担当者からプロモーションを実施したものでございます。2 日間で延べ 25 社、32 名の方に御参加いただきました。参加者の内訳でございますが、金融機関が 2 社、デベロッパーが 11 社、残りの 12 社が事業会社ですとか、経済団体、マスコミ等となっておりまして、こうした取組をしております。

また、この他に県では特に 9 市 2 町のロボット産業特区のエリアの市町と、今後の産業集積方策などについて、検討していく意見交換会というのを持っております。引き続きまして、こういう場を活用しながら、例えば土地区画整理事業、意見集約等の成功事例、また企業誘致の成功事例等を情報共有していく。また、課題の解決に向けた検討を進めて、地元の市町と連携して産業適地の創出に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今、見学会、案内会という御説明があつて、金融機関 2 社とデベロッパー 11 社、今、特定保留で 2、3 箇所が前に動き出しているということ等もありました。当然、金融機関は大事ですけども、デベロッパーの参加というのは、非常に重要だと思うんです。なかなか組合だけでは前に進んでいけない、もっと言うと不安感がある部分があるので、こういった業者がしっかり絡んでくると、地元の地権者も前に進める、整備に向けた合意ができるということになると思うので、この取組をしっかりやっていっていただきたいと思っておりますけれども、その上で最後質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、さがみ縦貫道路が供用になる平成 26 年は残りが短いので、そこを射程というわけにはいかないと思っておりますけれども、そこが一番のポイントだと思っております。あそこも含めて、もう少し先を見据えて商



工労働局として、特定保留区域についての整理、どういうスケジュールで、いつまでにどれぐらいの面積を有しているのか、こういうものを伺いたいと思います。  
産業立地課長

特定保留区域の整備に関しましての商工労働局としてのスケジュールというものは、現在持っていないのが現状でございます。しかしながら、商工労働局としては関係する市町と連携しながら、積極的に企業誘致に取り組んでいくということで、産業適地の整備促進というものを支援していきたいと考えてございます。そして今、委員からもございましたが、この14箇所の特定保留区域のうちで、現在3箇所がようやく動き始めた状況になってきております。藤沢市の葛原地区、相模原市の当麻地区、同じく相模原市の川尻大島塚地区という、この3箇所でございます。ここにつきましては、土地区画整理組合が既に設置されていたり、今年度中に設置認可されるということで、具体的に動き出してまいりまして、早ければ平成25年度から企業誘致を並行して進めていくということになっておりますので、この企業誘致につきましては、地元市町と十分に連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今、相模原2箇所、藤沢で1箇所が前に動き出したという御答弁でありました。今度は他県と神奈川県とで競争しながら、これは良い意味で競争原理を働かせながら、特定保留が前に進むように、しっかり市町村と協議を図っていただきたいし、スケジュールはないということでもありますけれども、できればもう少しその辺の協議をする中で、全体的な大きな事業ですから、どういう形で進捗していくのか。もちろん、もともとの基礎になる協議については、やはり県としてもしっかりスケジュール感を持った中で進めていかないといけない。その上で、県が今やっている例えば県土整備局が持っているメニューだけでは駄目であれば、何か別のメニューはないのかとか、そういう研究も必要だと思いますので、是非この辺よろしくお願いをしたいと要望させていただいて、私の質問は終わります。